

## VisaTravelMoney “Gonna” 発行・利用規約、特約改定のお知らせ

2016年9月26日をもってVisaTravelMoney “Gonna” 発行・利用規約、特約を改定いたします。

### <1>改定対象

- ・VisaTravelMoney “Gonna” 発行・利用規約
- ・VisaTravelMoney “Gonna” 特約
- ・SMBC 信託銀行口座振替専用特約

### <2>改定内容

改定箇所は以下のとおりです。（変更部下線）

#### VisaTravelMoney “Gonna” 発行・利用規約

<p>第9条（申込）</p> <p>2. 申込者は、本カードの申込時に、当社に対し、氏名、連絡先その他の本カードの発行に必要な申込者に関する情報を申告するものとします。また、本人確認書類、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係わる調書の提出等に関する法律に基づく個人番号確認書類、及び犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認書類として当社が定める証明書もしくは書類を提出するものとします。</p> <p>3. 申込者が未成年である場合には、親権者の同意を得たうえで本カードの発行を申込みのものとします。この場合、当社は、当社所定の方法により親権者に対し同意の意思を確認するものとします。</p>	<p>第9条（申込）</p> <p>2. 申込者は、本カードの申込時に、当社に対し、氏名、連絡先その他、本カードの発行に必要な申込者に関する情報を申告するものとします。また、<u>申込者は、次条に定める本人確認書類、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係わる調書の提出等に関する法律（以下「国外送金調書法」といいます。）に基づく個人番号確認書類及び次条で定める書類その他当社所定の書類を提出するものとします。</u></p> <p>3. 申込者が未成年である場合には、親権者の同意を得たうえで本カードの発行を申込みのものとします。この場合<u>の同意確認は、当社所定の方法によるものとします。</u></p>
<p>第10条（犯罪収益移転防止法その他の法令への対応の同意）（新設）</p>	<p><u>第10条（犯罪収益移転防止法その他の法令への対応の同意）</u></p> <p><u>1. 申込者及び会員は、当社が実施する「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づく、本人確認その他の取引時確認、国外送金調書法に基づく個人番号等の確認その他の法令等へ</u></p>

の対応のために当社が実施する手続きに協力するものとします。

(1) 当社から運転免許証・パスポート等の公的資料又はその写し（以下これらを総称して「本人確認書類」といいます。）その他取引時確認等の法令等への対応のための手続きに必要な書類の提示・提出を求められた場合は、これに協力すること。

(2) 当社に提出された本人確認書類等は、犯罪収益移転防止法その他の法令への対応のため原則として当社に保管され、返却は行っていないこと。免許証など原本をお客様が保管する必要がある場合は、その写しを当社に提出いただくこと。

(3) 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認手続きその他の法令等に基づき必要となる手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格を喪失させること、又はカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあること。

2. 申込者及び会員は、外国の重要な公的地位（元首、政府高官、大使、公使、政府系法人の役員等）にある者、若しくはあった者又はその家族（犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項各号に掲げる者であって、以下あわせて「外国PEPs」といいます。）に該当する場合（入会後に該当することとなった場合を含みます。）は、速やかに当社所定の手続きに従い、外国PEPsに係る届出を行います。

※外国PEPsの詳細は、当社ホームページURL (<http://www.jaccs.co.jp/service/peps.html>)にてご案内しております。なお、会員が外

	<p><u>国 PEPs にあたる場合、犯罪収益移転防止法に基づき、厳格な取引時確認を実施する等の追加的な措置をとることが必要となりますが、当社が対応困難と判断する場合、本カードの利用を拒絶又は停止する場合があります。</u></p>
<p>第 14 条（入金）</p> <p>9. 会員は、前項の受取証書に代えて受取証書に記載すべき事項について電磁的方法により提供を受けることに予め同意するものとします。この場合、当社は会員アドレス宛の電子メールにより前記の事項を提供するものとします。</p> <p>10. 会員から特約に定める上限額を超える入金があった場合又は本カード名義とは異なる名義による入金があった場合、当社は会員に対し、その旨を通知するものとします。</p> <p>10.（新設）</p>	<p>第 15 条（入金）</p> <p>9. 会員は、前項の受取証書に代えて<u>入金金額及び当社が受領した年月日等の</u>受取証書に記載すべき事項について電磁的方法により提供を受けることに予め同意するものとします。この場合、当社は会員アドレス宛の電子メールにより前記の事項を提供するものとします。</p> <p><u>10. 会員は前項に基づく承諾を撤回することができます。ただし、当該承諾の撤回がなされた場合、当社は事前の通知もしくは催告をすることなく本カードの利用停止又は利用資格を喪失する措置をとるものとします。</u></p>
<p>第 25 条（利用停止又は会員資格喪失）</p> <p>1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合又は特約で定める場合、会員に対し事前の通知もしくは催告をすることなく本カードの利用停止又は利用資格を喪失する措置（以下合わせて「利用停止等」といいます。）をとるものとします。</p> <p>(16)（新設）</p> <p>(17)（新設）</p> <p>3. 本カードの利用資格を喪失した場合、会員は本カードを当社に直ちに返却するか、当社の指</p>	<p>第 26 条（利用停止又は会員資格喪失）</p> <p>1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合又は特約で定める場合、会員に対し事前の通知もしくは催告をすることなく本カードの利用停止又は利用資格を喪失する措置（以下合わせて「利用停止等」といいます。）をとるものとします。</p> <p><u>(16) 会員が入金した場合に当社が交付すべき受取証書に代えて、当社より受取証書に記載すべき事項を、入金完了メール等の電磁的方法で提供することに同意しない場合又は同意を撤回した場合</u></p> <p><u>(17) 外国 PEPs に該当した場合</u></p> <p>3. 本カードの利用資格を喪失した場合、会員は本カードを当社に直ちに返却するか、当社の指</p>

<p>示により会員において本カードを裁断し破棄するものとします。</p>	<p>示により会員において本カードを裁断し破棄するものとします。<u>また当社に対する未払債務があるときは、これが完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。</u></p>
<p>第 39 条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員が当社に届出た事項に変更があった場合、会員は、速やかに当社に対し変更の手続きを行うものとします。会員がこの手続き行わなかったために送付物（電子メール・その他の電磁的方法による案内・連絡を含みます。以下同じ。）が会員に到着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。</p>	<p>第 40 条（届出事項の変更）</p> <p>1. <u>次の各号の事項</u>に変更があった場合、会員は、速やかに当社に対し変更の手続きを行わなければならないものとします。会員がこの手続き行わなかったために送付物（電子メール・その他の電磁的方法による案内・連絡を含みます。以下同じ。）が会員に到着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。</p> <p><u>(1) 名前、住所、メールアドレス、電話番号、個人番号</u></p> <p><u>(2) 利用目的</u></p> <p><u>(3) 外国 PEPs への該当性、その他関連事項</u></p> <p><u>(4) その他当社所定の事項、詳細については</u>  <u>当社サービスサイト</u>  <u>(<a href="http://www.gonna-jaccs.jp/travel/">http://www.gonna-jaccs.jp/travel/</a>) をご覧ください。</u></p>

### VisaTravelMoney “Gonna” 特約

ATM 引出 手数料	通貨	日本円	米ドル	ATM 引出 手数料	通貨	日本円	米ドル
	額	200 円／回	2.0 米ドル／ 回		額	200 円／回	2.0 米ドル／ 回
	通貨	ユーロ	豪ドル		通貨	ユーロ	豪ドル
	額	1.75 ユーロ／ 回	2.5 豪ドル／ 回		額	1.75 ユーロ／ 回	2.5 豪ドル／ 回
	通貨	英ポンド			通貨	英ポンド	
	額	1.5 英ポンド／回			額	1.5 英ポンド／回	
※ATM 引出時の引出通貨のカード 残高より申し受けます。				※ATM 引出時に引出通貨のカード 残高より申し受けます。			

	※通貨によっては、日本円のカード残高より申し受けます。			※通貨によっては、日本円のカード残高より申し受けます。	
口座維持手数料	通貨	日本円	口座維持手数料	通貨	日本円
	額	100円+消費税		額	100円+消費税 <u>(月額)</u>
	※最終利用日から366日後に日本円のカード残高より申し受けます。			※最終利用 <u>(入金・両替を含みます。)</u> 日より366日を経過しても利用がない場合は、日本円のカード残高より毎月25日に継続して申し受けます。 ※期間経過後に、新たに利用した場合、起算日は変更されます。新たな起算日から366日経過するまでの口座維持手数料は無料となります。	

### VisaTravelMoney “Gonna” (SMBC信託銀行口座振替専用) 特約

<p>第1条 (定義)</p> <p>本特約は、SMBC信託銀行プレスティア事業部門(以下「SMBC信託銀行」といいます。)が提供する、円普通預金口座及びプレスティアマルチマネー口座(以下「各預金口座」といいます。)より資金の移行ができる機能を付した、株式会社ジャックス(以下「当社」といいます。)が発行する「Visa TravelMoney “Gonna” (SMBC信託銀行口座振替専用)」(以下「本カード」といいます。)について規定したものです。</p>				<p>第1条 (定義)</p> <p>本特約は、<u>SMBC信託銀行プレスティア</u>(以下「SMBC信託銀行」といいます。)が提供する、円普通預金口座及びプレスティアマルチマネー口座(以下「各預金口座」といいます。)より資金の移行ができる機能を付した、株式会社ジャックス(以下「当社」といいます。)が発行する「Visa TravelMoney “Gonna” (SMBC信託銀行口座振替専用)」(以下「本カード」といいます。)について規定したものです。</p>			
ATM引出手数料	通貨	日本円	米ドル	ATM引出手数料	通貨	日本円	米ドル
	額	200円/回	2.0米ドル/回		額	200円/回	2.0米ドル/回
	通貨	ユーロ	豪ドル		通貨	ユーロ	豪ドル

額	1.75 ユーロ／ 回	2.5 豪ドル／ 回	額	1.75 ユーロ／ 回	2.5 豪ドル／ 回
通貨	英ポンド		通貨	英ポンド	
額	1.5 英ポンド／回		額	1.5 英ポンド／回	
※ATM 引出時の引出通貨のカード 残高より申し受けます。 ※通貨によっては、日本円のカード 残高より申し受けます。			※ATM 引出時に引出通貨のカード 残高より申し受けます。 ※通貨によっては、日本円のカード 残高より申し受けます。		